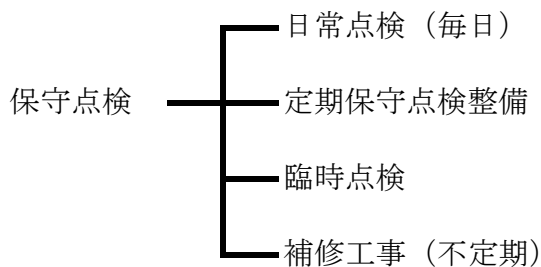


## 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

### 1 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

- (1) ピット・クレーン方式によって燃焼設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合するものとします。
- (2) 煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- (3) ばいじんの処理にあたっては、ばいじん、薬剤及び水等を均一に混合します。
- (4) ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
- (5) 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内を清潔に維持するものとします。
- (6) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずることとします。
- (7) 施設からの排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずることとします。
- (8) 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に点検整備並びにばい煙及び水質に関する検査を行います。
- (9) 当市は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うものとします。
- (10) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存するものとします。

- 2 この計画書は、本施設の能力を十分発揮させ、安全に操業するための計画書です。維持管理は、特に保守点検、定期点検及び定期整備（オーバーホール）が必要で、その計画の基本的な考え方を示すものです。



- (1) 日常点検  
目視による範囲とし、配管中の漏洩、異常振動、騒音、発熱、水位及び計器類の監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行います。
- (2) 定期保守点検整備  
1回/年、施設を全停止させて機器の点検、清掃及び整備を行います。  
また、この点検整備は、今後1年間は設備が正常に運転できるためのものとします。  
なお、定期整備の内容については、過去の点検整備の記録をもとに、整備の内容について十分検討を行った上で実施します。
- (3) 臨時点検  
操業中、重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止させ、臨時に点検を行うもので、本点検が発生しないよう、日常点検、定期保守点検整備を確実にを行う必要があります。
- (4) 補修工事  
定期保守点検整備の内容や設備の稼働状況、損傷具合をもとに正常運転ができるための補修工事を行います。内容については十分検討を行って実施します。